

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生企第249号

令和7年4月1日

肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）

肥後っ子サポート教室については、「肥後っ子サポート教室の積極的な実施について（通達）」（令和3年3月1日付け熊少第58号）に基づき実施しているところであるが、最近の少年非行の背景として少年自身の規範意識の低下や家庭、地域社会の教育機能の低下が指摘されるとともに、いじめ問題やSNSに起因する少年の犯罪被害も後を絶たないほか、犯罪実行者募集情報（以下「闇バイト」という。）に応募してしまい犯罪に加担するケースが見られるなど憂慮すべき状況にある。

そのような少年を取り巻く情勢の中、肥後っ子サポート教室は、少年の規範意識の向上や保護者の監護能力の強化に極めて有効な非行少年を生まない社会づくりに資する活動であることから、下記のとおり運用することとしたので、関係所属にあっては積極的かつ効果的な実施に努められたい。

記

1 肥後っ子サポート教室の意義

肥後っ子サポート教室は、少年の健全育成を理念に警察職員を学校等に派遣して行う次に掲げる3教室の総称をいう。

(1) 非行防止教室

少年警察活動の一環として、具体的な非行及び犯罪被害の事例を題材として直接少年に働きかけ、その規範意識を向上させることにより非行防止及び犯罪被害の未然防止を図る活動をいう。

(2) 薬物乱用防止教室

少年警察活動の一環として、少年に薬物乱用の危険性や有害性に対する正しい知識を身に付けさせるとともに、薬物に関する非行防止及び犯罪被害の未然防止を図る活動をいう。

(3) 肥後っ子をまもる保護者教室

少年警察活動の一環として、主として少年の保護者を対象に、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割を認識させ、少年の非行防止及び犯罪被害の未然防止に対する指導力の向上を図る活動をいう。

2 実施上の留意事項

(1) 地区学校等警察連絡協議会の活用

地区学校等警察連絡協議会の各会議を活用して学校や教育委員会の職員及び保護者に対し、肥後っ子サポート教室の開催の趣旨を十分に説明し、同教室が活発に実施されるように理解と協力を得ること。

(2) 計画的・集中的な開催

肥後っ子サポート教室は、年間を通じてその計画的な開催に努める必要がある。一方、家庭や地域に対する広報啓発活動の強化と連動して教室を開催することも

有効である場合があることから、「非行防止教室」については、少年らが解放感から非行に走る危険性が高まる長期休暇に入る前の時期、「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止広報強化期間、「肥後っ子をまもる保護者教室」については、小学校、中学校及び高等学校への入学に際した保護者説明会など、タイミングを捉えた実効ある開催に努めること。

(3) 少年の年齢や発達段階に応じた教室の開催

少年非行の低年齢化を踏まえ、小学生及び未就学児（以下「小学生等」という。）を対象とした「非行防止教室」を積極的に実施すること。

なお、小学生等は、年齢や発達段階によってその理解力が大きく異なることを踏まえ、対象となる小学生等の年齢や発達段階に応じた内容となるよう工夫すること。

また、保護者の積極的な参加を促し、リーフレット等を配布して参加できなかつた保護者へ周知を図るとともに、参加した小学生等と保護者との家庭での振り返りを促すこと。

(4) 講師の選定と入念な準備

講師の派遣に当たっては、講話する内容や受講対象者に最も適した職員を選定すること。また、派遣を命じられた警察職員は、講話内容を常に見直し、真に実効ある教室となるよう入念な準備に努めること。

(5) 教材の活用と講話方法の創意工夫

受講対象者に応じて、理解しやすい講話内容となるよう配意するとともに、リーフレット、DVD、統合OA内の公開キャビネット（生活安全企画課）に掲載している講話資料等の教材を活用し、対話式教育方法の導入や質疑応答時間を設定するなど、講話方法にも創意工夫を凝らし、その効果を上げるように努めること。

なお、肥後っ子サポート教室に直接参加できない受講対象者に対しては、インターネットWeb会議システムを利用したオンラインによる講話を実施するなど効果的な運用を図ること。

なお、DVDについては、統合OA内の公開キャビネット（生活安全企画課）に公開中の「生活安全企画課保有DVD一覧表」のとおり保有しているので活用されたい。

(6) 慎重な事例の引用

講話の際に用いる事例の引用に当たっては、プライバシーを侵害したり少年の心理に悪影響を及ぼす不適切な発言に注意し、いやしくも抗議紛議事案に発展することがないように十分配意すること。

3 薬物乱用防止広報車「すこやかゆっぴー君」（以下「広報車」という。）の活用

(1) 積極的かつ多角的な活用

広報車（区分：普通自動車）は、機動的な広報啓発活動が可能となる上、パネル、DVD及び薬物標本の多彩な資機材によって視聴覚で薬物乱用の危険性及び有害性を正しく認識できるなど、家庭や地域における共通した問題意識の醸成に大きな効果を発揮することから積極的かつ多角的に活用すること。

(2) 交通事故の防止

広報車を運転する場合は、できる限り補助者を置き、補助者による誘導と安全確

認の復唱を行うなど交通事故防止に十分配意すること。

(3) 広報車の運用

広報車（パネル、DVD及び薬物標本を除く。）は、警察本部会計課で管理していることから、使用を希望する場合は、事前に同課（装備係）に連絡をした上で、車両管理システムから車両借用申請手続を執ること。

なお、生活安全企画課で管理しているパネル、DVD及び薬物標本の使用を希望する場合は、別途生活安全企画課（肥後っ子サポートセンター係）に連絡すること。

4 閻バイトに関する非行防止教室の開催

闇バイトに関する非行防止教室の開催に当たっては、小学校、中学校、高等学校及び各種学校において開催するものとし、統合OA内の基礎資料ポータルサイトに搭載している「犯罪実行者募集情報に関する事例集」等を活用し、闇バイトの実態や少年の特性を踏まえた実効ある非行防止教室を実施すること。

5 暴力団被害防止教育への配意

肥後っ子サポート教室の開催に当たり、暴力団被害防止に関する講話をを行う際は、熊本県暴力団排除条例第22条に規定された、少年が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための内容を含めた講話となるよう配意すること。

なお、講話に当たっては、リーフレットや統合OA内の公開キャビネット（組織犯罪対策課）に公開している講話資料等の教材を活用し、効果的に実施すること。

6 結果報告

肥後っ子サポート教室を実施した関係所属にあっては、「肥後っ子サポート教室開催結果報告書」（別記様式）により、毎月分を翌月5日までに生活安全企画課を通じて報告すること。

※ 別記様式（略）